

○伊予市水道事業給水条例施行規程

平成18年3月31日水道企業告示第2号

改正

平成27年3月26日水道企業告示第2号

令和3年3月31日水道企業告示第2号

令和4年4月1日水道企業告示第1号

伊予市水道事業給水条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第12条）

第3章 給水（第13条—第17条）

第4章 貯水槽水道（第18条）

第5章 料金及び手数料（第19条—第23条）

第6章 管理（第24条）

第7章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、伊予市水道事業給水条例（平成17年伊予市条例第189号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の意義の例による。

（給水の用途の適用基準）

第3条 条例第5条に規定する給水の用途の適用基準は、別表のとおりとする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事等の申込み）

第4条 条例第6条第1項の規定により、給水装置の新設、増設、改造又は撤去（以下「給水装置工事等」という。）の申込みをしようとする者は、給水装置工事兼、給水使用申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、設計図書等を添付して水道事業管理者の権

限を行う市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

（利害関係者の同意書等の提出）

第5条 条例第6条第2項に規定する利害関係者の同意書等の提出を求めるものは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1） 他人の給水装置から分岐して給水装置工事等をするとき。
- （2） 他人の所有地を通過して給水装置工事等をするとき。
- （3） その他特別の理由があるとき。

（水道メーターの設置場所の提供）

第6条 条例第6条に規定する給水装置工事等の申込者は、その給水装置の水道メーター（以下「メーター」という。）を設置するための場所を提供しなければならない。

（給水装置の施行）

第7条 給水装置は、水圧、土圧その他荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないよう施行しなければならない。

- 2 給水装置には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれがあるポンプ等を直接接続してはならない。
- 3 給水装置は、井戸その他の水管と直接接続してはならない。
- 4 給水装置には、給水管へ汚水又は給水する水以外の逆流を防止するため適当な措置を講じなければならない。
- 5 給水装置は、凍結、破壊、浸食等を防止するため適当な措置を講じなければならない。

（配水管への接続）

第8条 配水管への取付口における給水管の口径は、その給水装置による水の使用量その他の事情を考慮して市長が定める。

（分水栓等の設置）

第9条 分水栓、止水栓、仕切弁及び給水管等の設置については、市長が別に定める基準に適合しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、給水装置の一部を設けないことができる。

（受水槽の設置）

第10条 一時に多量の水を使用する箇所その他市長が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

（工事に使用する材料）

第11条 条例第10条第1項に定める給水装置工事（以下「工事」という。）の構造及び材質は、別に定める。

（工事費の算出方法）

第12条 条例第11条に規定する工事費の算出方法は、次による。

- （1） 材料費は、その工事に使用する材料の数量に市長が別に定める単価を乗じて算出する。
- （2） 運搬費は、その工事に使用する材料運搬費で市長が別に定めるところによる。
- （3） 労力費は、その工事の作業に従事する配管工又は土工の賃金を乗じて算出する。
- （4） 道路復旧費は、市長が別に定めるところによる。
- （5） 工事監督費は、市長が別に定めるところによる。
- （6） 間接経費は、損料及び雑費とし、それぞれ材料費と労力費の合計額の100分の5を乗じた額とする。ただし、市長が必要と認めるときは、その額を減免する。

### 第3章 給水

（給水契約の申込み等）

第13条 条例第15条及び第20条の規定により、水道の申込み又は水道の使用中止及び変更等の届出をするときは、上・下水道使用（開始・休止・廃止・変更）申込（届出）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（代理人の選定）

第14条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が条例第16条の規定により代理人を選定したときは、直ちに所有者及び代理人の連署で、市長に届け出なければならない。

2 条例第17条第1項の規定により管理人を選定したときは、次により直ちに市長に届け出なければならない。

- （1） 給水装置を共有するときは、所有者及び管理人の連署
- （2） 共用給水装置を使用するときは、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）

（メーターの設置）

第15条 メーターは、次の基準により設置する。

- （1） 給水栓まで直接給水するものについては、専用又は共用給水装置ごとに1個。ただし、集団住宅等で市長が必要と認めるものについては、団地ごとに1個とすることができる。
- （2） 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに1個

(3) 私設消火栓には、設置しない。

(メーターの貸与)

第16条 メーターの貸与を受けた者は、メーターの設置場所にその点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

(私設消火栓の使用)

第17条 条例第21条に規定する私設消火栓を消防演習等に使用しようとするときは、その目的及び期日を明記した書類をあらかじめ提出しなければならない。

#### 第4章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道)

第18条 条例第25条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、愛媛県飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年5月19日付け生衛第125号。愛媛県保健環境部長通知）に定める管理基準に基づいた管理及びその管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

#### 第5章 料金及び手数料

(水量の認定等)

第19条 用途の適用又は水量の認定等について、市長が必要であると認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の用途の適用において、給水申込み時に市長が特に必要と認める場合は、使用者、使用の目的及び給水装置の状況等を調査し、給水用途を認定することができる。
- 3 既に認定している給水用途が第3条に規定する給水の用途の適用基準と異なる場合には、これを変更することができる。
- 4 給水を料率の異なった2種以上の用途に使用する共同住宅のときは、その高い料率の用途を認定する。

(納入期限)

第20条 料金及びその他の納入金（以下「料金等」という。）の納入期限は、料金にあっては、納入通知書を発したその月の末日、その他の納入金は、別に定めのない限り、納入通知書を発した日から14日以内とする。

(定例日変更に伴う料金の算定)

第21条 条例第28条ただし書の規定により、定例日を変更したため1か月の使用日数が15日以内となったときの料金の計算については、条例第30条第1項第1号の規定を準用す

る。

(概算料金)

第22条 条例第31条第1項に規定する概算料金は、おおむね次により徴収する。

(1) 条例第37条の規定により給水を停止された者で将来滞納のおそれのある者に対しては、2か月分以内の概算料金

(2) 土木建築工事及び興業等のため臨時に給水する場合は、使用予定期間の概算料金  
(領収印)

第23条 集金の方法で徴収する料金その他納付金に対する領収印は、企業出納員印又は分任出納員印とし、これと併せて取扱員押印するものとする。

## 第6章 管理

(給水装置の損傷)

第24条 市が施行した工事で完成後6か月以内にその給水装置が損傷したときは、市の費用で原状回復する。ただし、不可抗力又は使用者の故意による場合は、この限りでない。

## 第7章 雑則

(滞納処分)

第25条 料金等の滞納者に対する滞納処分については、伊予市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年伊予市条例第78号)の規定を準用する。

(補則)

第26条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、伊予市水道事業給水条例施行規則(平成17年伊予市規則第163号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年3月26日水道企業告示第2号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日水道企業告示第2号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に改正前の各規程の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和4年4月1日水道企業告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第3条関係)

給水用途	適用基準
家庭用	一般住宅、事務所等併用住宅及び一般住宅の付属施設(車庫・倉庫)等で一般的に家事用に使用するもの
団体用	1 官公署、学校、保育所、幼稚園、病院、診療所、社会福祉施設、銀行、社寺、墓地、教会、集会所、公園及び営業・生産等の目的に水を使用しない店舗・事務所等で使用するもの 2 他の給水用途に属さないもの
営業用	1 旅館、ホテル、飲食業、貸座敷、食堂、バー等及び娯楽を目的とする業を営むもの 2 映画、演劇、演芸等の興行場の業を営むもの 3 理髪、美容、洗濯、写真等の業を営むもの 4 鮮魚、生花、植木等の販売の業を営むもの 5 めん類、豆腐、こんにゃく、牛乳飲料水、醸造物等の製造販売の業を営むもの 6 ガソリンスタンド、洗車場等の業を営むもの 7 百貨店、スーパー、集合店舗、コンビニエンスストア等の業を営むもの 8 1から7までに掲げる業の店舗・事務所等併用住宅 9 その他1から7までに掲げる業に類する業を営むもの

湯屋用	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号） 第2条に規定する公衆浴場に使用するもの
船舶用	船舶に直接給水するもの
臨時用	1 仮設工事その他で臨時に使用するもの 2 消防演習等に使用するもの

様式第1号（第4条関係）

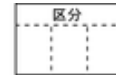
受付	年 月 日 第 号				受付
<p style="text-align: center;">給水装置 新設 増設 工事兼、給水使用申込書 上・簡 改造 撤去</p> <p style="text-align: center;">伊予市長 様 年 月 日 申込</p>					
水栓所在地	伊予市 番地	水栓番号			
用途	1 家庭用 2 団体用 3 営業用 4 湯屋用 5 船舶用 6 臨時用 7 私設消火栓 8 その他	業種	給水使用者数	人	
申込者	現住所 番地 ふりがな 氏名 ※法人の場合は記名押印 (TEL. — — )	代理人 氏名	住所 伊予市 番地 氏名 ※法人の場合は記名押印 (TEL. — — )		
使用者	現住所 番地 ふりがな 氏名 ※法人の場合は記名押印 (TEL. — — )	受水槽設置	有・無	有効容量	m
指定給水装置工事事業者	番地 氏名 ※法人の場合は記名押印 (TEL. — — )	(給水装置工事主任技術者) 氏名			
利害関係及び承諾内容					
N 4 ↑ 給水装置場所の位置図		水道メーター、止水栓の設置場所			
<small>(注) 1 国道、県道、市道、農道等古用許可書の写しを添付すること。 2 公道に敷設する場合は位置図、平面図、断面図を添付すること。</small>					

給水装置工事台帳

名	称	寸法	数量	備考	着工(予定)		年月日	
					完成(予定)	年月日		
水道メーター取付工事	水道メーター							
	取付ボックス							
	取付工							
	止水栓							
	取付工							
計								
公道配布	H1ビニル管							
	ポリエチレン管							
	布設工							
	分水栓							
	分水工事							
計								
宅地内	ビニル管							
	布設工							
	H1ビニル管							
	布設工							
	H1エルボ							
地内	H1ソケット							
	H1チェーンズ							
	給水栓ソケット							
	給水栓エルボ							
	給水栓自在栓							
計								
					設計検査手数料			
					竣工検査手数料			
					加入金			
					負担金			
					計			円
					1 伊予市水道事業給水条例及び同施行規程を遵守します。	2 水道給水装置と自家用井戸給水装置の連絡接合はいたしません。 3 水道給水装置を改造(増設、廃止、撤去等)する場合は、市へ届出し、市長の許可を得てから実施します。 4 メーター(貸与品)及びメーターボックス内は善良に管理し、検針の妨げとならないようにいたします。 年 月 日 氏名 ※法人の場合は記名押印		
水 圧 調 査 表					年 月 日測定			
調査箇所	住所	氏名	測定時間	水 圧	備 考			
伊予市	番地		午前・午後 時 分	kg/cm MP a				
伊予市	番地		午前・午後 時 分	kg/cm MP a				

凡 例	
既 設(黒 色)	給水管平面図 縮尺 分の1
新 設(赤 色)	
止 水 栓 ---×---	
水道メーター ---○---	
配 水 管 =====	
ビ ニ ル 管 -----	
ポリエチレン管 -----	
ポリブデン管 ——	
水 栓 ○	
VP : ビニル管	
PE : ポリエチレン管	
PB : ポリブデン管	





上・下水道使用（開始・休止・廃止・変更）申込（届出）

伊予市長様

申込（届出）年月日 年 月 日

太線内を記入してください。

●印欄は必ず記入してください。□は該当項目にチェック☑を入れてください。申込区分①～⑧の番号に応じて記入してください。

● 申込（届出）区分	<input type="checkbox"/> ①開始 <input type="checkbox"/> ②休止 <input type="checkbox"/> ③廃止 <input type="checkbox"/> ④名義変更 <input type="checkbox"/> ⑤用途変更 <input type="checkbox"/> ⑥戸数変更 <input type="checkbox"/> ⑦送付先変更 <input type="checkbox"/> ⑧納付方法変更	
● 水栓所在地	伊予市	
● 使用者 (②③④は転居先等) (④は旧使用者)	住所	〒 (水栓所在地と違う場合のみ記入)
	氏名	(ふりがな) 電話番号
● 申込（届出）者 ※使用者と情報が異なる 項目を記入してください。	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（続柄：                    )	
	住所	〒
氏名	(ふりがな) 電話番号	
①②③④⑦ 開始・休止・変更・廃止年月日	年 月 日	
①④⑧ 支払方法（変更）	<input type="checkbox"/> 口座振替※ <input type="checkbox"/> 納付書払（納入通知書）	
④⑦ (新)使用者変更 送付先変更	住所	〒 (水栓所在地と違う場合のみ記入)
	氏名	(ふりがな) 電話番号
⑤ 用途変更	<input type="checkbox"/> 家庭用 <input type="checkbox"/> 団体用 <input type="checkbox"/> 営業用 <input type="checkbox"/> 湯屋用 <input type="checkbox"/> 船舶用 <input type="checkbox"/> 臨時用 変更理由	
	⑥ 戸数変更 戸	
下水道（用水の水源）	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 水道水以外の水 <input type="checkbox"/> 併用	

※金融機関での手続きが必要となります。

交換	口径	メーター番号	指示数	検定満期	取付年月日	桁
新取付	φ mm		m	年 月		
旧引上	φ mm		m	年 月		
下水・集排等の有無	用途			作業予定日		
有・無	1家 2団 3営 4湯 5船 6臨			/ AM・PM ( : )		
お客様番号	検針区	特例計算		作業実施日	確認員	
		0.5・1・1.5・2		/ :		
		0.5・1・1.5・2				
備考				異動入力		受付担当
				上 下		